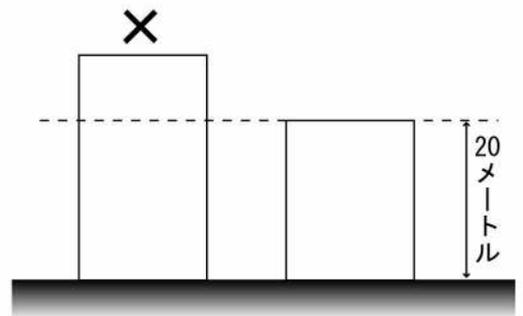


眺望を保全するため建物の高さを制限する

塩屋地区の多くでは、すでに法律・条令で、建てられる建物の高さが決められています。国道2号沿いなど一部ではその規制がありません。そこで以下のようなルールを新たに設けます。

山や海への眺めを守り、日当たりなどの障害を抑えるために、国道2号沿い（前頁の図参照）についても高さ規制を設ける。高さの最高限度は20メートル（6～7階建）とする。



塩屋にはふさわしくない建物の用途を制限する

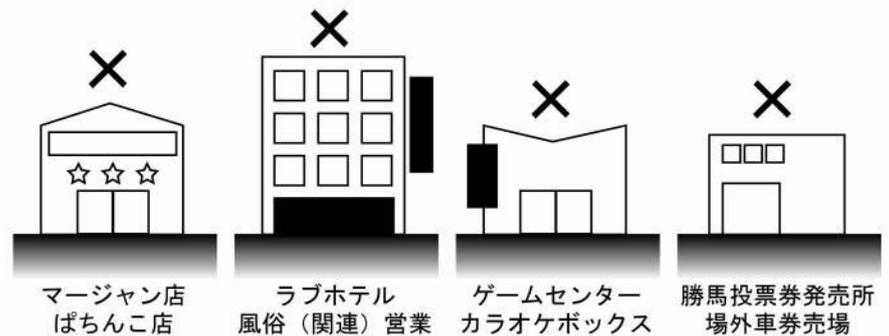
塩屋地区では、法律によってすべての範囲で建てられる建物の用途が決められていますが、場所によって規制の内容は異なります。住宅専用の地域もある一方で、塩屋駅周辺や国道2号沿いは、にぎわいをつくっていく地域としてさまざまな用途の建物を建てるのが認められています。

そこで、にぎわいをつくりつつ、安全で健全な環境を保つために、国道2号沿いや塩屋駅周辺（前頁の図参照）についても、以下の建物はふさわしくないと考え、建築を規制します。

マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、ゲームセンター、カラオケボックス、勝馬投票券発売所、場外車券売場、ラブホテル、貸トランクルーム、その他これらに類するものは建築しないものとする。

また、暴力団の同居・営業*、風俗営業・風俗関連営業*を禁止する。

(*については塩屋全域を対象とする)



駅前のにぎわいを保つ、生み出す

駅からミニコープまでの道沿い（右図）は、駅前の商業地としてのにぎわいをつくるため、つぎのような建て替え時のルールを設けます。

- 建築面積 100m^2 以上の建物の1階部分は商業系の用途とする。
- その他の敷地も1階部分の用途はできるだけ沿道のにぎわいに配慮する。
- 店舗の前面はショーウィンドウやシャッターの工夫（透過性の仕様にするなど）により、まちのにぎわいに配慮する。

塩屋らしい家並みをつくる

塩屋全域において、ゆるやかなまとまりのある家並みをつくっていくため、つぎのような建て替え時等のルールを設けます。

- 建物の意匠はまちなみとの調和に配慮する。
- 外壁・屋根には原色や周囲の景観から突出するような色を用いない。
- 屋外広告物の色彩・意匠・規模等はまちなみとの調和に配慮する。
- 歩道等への置き看板・立て看板は禁止する。

